

# 近パソコンサポートパック利用約款

## ・適用範囲

第 1 条 本約款は近畿大学生協同組合(以下当組合という)が提供する「PC サポートパック(以下「本サービス」という)」加入者に提供するサービスについて定めたものです。

## ・会員

第 2 条 当組合は、本サービスの契約者を「会員」として、別途定める役務を提供するものとします。

1. 会員にはその証明として「近パソコンサポートパック会員証(以下会員証という)」を発行します。
2. 会員は会員証を自己の責任で管理するものとし、当該会員証による不正利用が行われた場合でも当組合は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は届出事項に変更があった場合は速やかに当組合へその旨を申し出るものとします。

この届出が遅滞した場合、当組合は本サービスの提供を中断または停止することができるものとします。

## ・契約の成立

第 3 条 本サービスの契約は、本サービスの申込者が本約款及び申込書類の内容を承諾の上、当組合に提出した申込書、および会費を当組合が受領した時点で成立するものとします。

## ・会費の支払い

第 4 条 本サービスの申込者は、申込書類に記載された会費を当組合が指定した方法により、当組合が指定した期日までに支払うものとします。かかる支払いがなされない場合、当組合は契約が成立しなかったものとみなし、これを解除することができるものとします。

## ・サービスの有効期間

第 5 条 本サービスの有効期間は、サービス対象となる PC 本体の引き渡し日を開始日とし、開始日における 4 年後の 3 月末を終了日とします。

## ・サービスの対象物件

第 6 条 本サービスの対象となる物件は以下の通りとします。

- a) 本サービス加入時に購入した PC 本体
  - b) 上記と同時に購入したプリンタ
  - c) その他、当組合が認めた製品
1. 上記対象物件に付属する付属品・消耗品については本サービスの対象からは除外します。
  2. 当組合が提供する製品保証において提供した代替機等も本条各項に準じます。

## ・サービスの提供場所

第 7 条 本サービスは日本国内において提供します。

1. 本サービスの受付窓口は、PC サポートセンターCLICK 店(以下「提供店舗」という)とし、会員はサービスを受ける対象物件を原則として提供店舗まで自身で持ち込むものとします。但し、必要と認められた場合、提供店舗外での受付を行う場合があります。
2. 本サービスの提供時間は、当組合の web ページで掲示します。
3. 前項の変更がある場合、当組合の web ページにてそのことを告知します。

## ・提供する役務の内容

第 8 条 本サービスにおいて提供する個別のサポート事項(以下「サポート事項」という)及びその対価については、提供店舗および当組合の web ページで掲示するものとします。

1. 提供する役務の内容及び対価に変更が生じた場合、当組合は前項に定める方法でこれを掲示し、告知するものとします。
2. 個別サポート事項の実施のために必要と認めた場合、当組合は会員に対して必要な情報、データ、及び正常に動作する記憶装置などの提供を要請することができるものとします。

#### ・委託

**第 9 条** 当組合は、本サービスの一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

#### ・個別サポート事項の対価

**第 10 条** 個別サポート事項の実施に対する対価は、提供店舗及び当組合の web ページで掲示するものとします。

#### ・免責事項

**第 11 条** 本サービスにおいて提供する個別サポート事項は、当該時点において一般に認められる知識や技術によって可能な範囲で会員の依頼に応えることに努めるもので、必ずしも依頼の完全な実施を保証するものではありません。

1. 個別サポート事項の実施者は、ソフトウェアのアップデートや再インストールが必要な場合、当該時点で最新のものを使用するものとします。
2. 会員は個別サポート事項の依頼に際し、技術的な必要がある場合、指定した以外の箇所を閲覧・操作・ソフトウェアのアップデートを含む変更を行うことを本サービスの実施者に認めるものとします。
3. 個別サポート事項の実施に際し、データの破損・消失が生じた場合にも当組合は当該事象について一切の責任を負うことはありません。
4. 対象物件や周辺機器、通信回線等の故障や破損に起因する事象については本サービスで扱うことはできません。

#### ・禁止事項

**第 12 条** 会員はその権利をいかなる形でも第三者に譲渡・転貸できないものとします。

1. 会員は本サービス及び対象物件を適法に使用するものとします。
2. 会員は本サービスを個人利用の範囲でのみ利用できるものとし、いかなる場合でも事業や第三者への再販・譲渡を目的として本サービスを利用することはできないものとします。
3. 会員が本サービスの利用に際して当組合から取得した情報及び著作物は、当組合からの書面による事前の許諾なしに第三者に利用させることはできないものとします。

#### ・機密保持

**第 13 条** 会員及び当組合は、本サービスの利用に伴って知り得た相手方の情報を、それが公知となるまで第三者に漏らしてはならないものとします。

#### ・個人情報保護

**第 14 条** 当組合は、会員の個人情報を「近畿大学生生活協同組合個人情報保護方針」に則って管理するものとします。

#### ・賠償責任

**第 15 条** 当組合は、故意または重大な過失によって会員の対象物件に物的損害を与えた場合に限り、対象商品の取得価格を上限とした賠償責任を負うものとします。

1. 当組合はいかなる場合においても、会員のデータに対する賠償責任を負わないものとします。
2. 当組合はいかなる場合においても、本サービスの利用に関わる逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づく損害についてはその責任を負わないものとします。

## ・退会

**第 16 条** 会員は、当組合に書面でその旨を通知することにより、いつでも本サービスから退会し、その利用を停止することができるものとします。

本サービスを退会した場合、残存期間の有無にかかわらず会費の払い戻しを請求することはできないものとします。

## ・サービスの解除

**第 17 条** 会員が以下のいずれか該当した場合、当組合は当該会員の資格を即時に停止し、同時に本サービスの提供を終了することができるものとします。

- a) 本サービスの申込書に虚偽の事項を記載した場合
- b) 本約款に違反した場合
- c) 近畿大学の学籍を失った場合
- d) 本サービスの運営を妨げる行為、または損害を生じさせる行為を行った場合

## ・サービスの停止

**第 18 条** 当組合は、天変地異や提供店舗及び備品等の損壊、通信障害、行政庁の指導その他やむを得ない事情などにより本サービスの提供が困難となった場合は、これを中断または停止することができるものとします。

1. 上記の場合、当組合は提供店舗または当組合の web ページへの掲示により、会員にこれを告知するものとします。

2. 上記の場合でも、会員は残存期間の有無にかかわらず、会費の返還を請求することはできないものとします。

## ・紛争の解決

**第 19 条** 本約款に定める事項、及び本サポートについて疑義が生じた場合は、会員と当組合とで誠意を持って協議し、解決するものとします。

1. 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。
2. 万一、会員と当組合とで争訟が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

## ・本約款の変更・廃止

**第 20 条** 当組合は、本講座の充実・合理化、会員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。

1. 前項の場合、当組合は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して会員への周知を図るものとします。

- (1) 提供店舗での掲示
- (2) Web サイトへの掲示
- (3) 会員への告知

2. 本約款の変更・廃止は、当組合の理事会の議決によります。

## ・施行

**第 21 条** 本約款は 2020 年 2 月 1 日から施行します